

関東東山病害虫研究会報の第 69 集まで適用されていた投稿規定が下記の通り改正され、2023 年 4 月に原稿を受け付ける第 70 集より適用されます。

## 主な改正点

1. 「投稿規定」の名称を「関東東山病害虫研究会報投稿規程」に変更されました（研究会報の投稿規程であることの明確化、規程の文字に修正）。
2. 著者負担分（英文校閲料、超過頁代、カラー印刷代、別刷り代等）について、評議員会で決定し、ホームページで案内することとしました。
3. 超過ページ代金について、現行では 3 頁目以降に対して請求のところ、5 頁目以降への請求に変更し、著者負担の軽減をはかります。ただし投稿規程中には明記せず、ホームページに掲載することとします。
4. e-mail が利用できない場合の規定は削除されました。
5. 掲載論文の著作権が関東東山病害虫研究会に帰属することが明記されました（第 69 集以前の掲載論文についても著作権は本研究会に帰属します。）

## 改正対照表

改正後（第 70 集より適用）	改正前（第 69 集まで適用）
<p>関東東山病害虫研究会報投稿規程</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 本誌への投稿は、本会正会員および特別会員に限る。</li><li>2. 本研究会における講演者は講演要旨を本誌に投稿する。</li><li>3. 本誌への掲載論文は病害虫に関する未発表のものおよび本会が依頼したものとする。</li><li>4. 原稿は、別途定める執筆要領にしたがって執筆する。</li><li><del>5.（削除、第 12 条にまとめて規定）</del></li><li>5. 論文投稿予定者は、予定論文表題、代表著者名、所属、連絡先を 3 月末日までに e-mail に添付した投稿計画連絡票の送付によって編集委員長に連絡する。</li><li>6. 投稿に当たっては、原稿および投稿票を 4 月 20 日までに e-mail に添付して編集委員長へ送付する。</li><li>7. 投稿された原稿は、編集委員会が委託した校閲者 2 名の校閲を受ける。編集委員会は、校閲者の意見を参考にして著者に原稿の修正を求めることができる。</li><li>8. 投稿原稿の採否は編集委員会で審議し、編集委員長が決定する。</li><li>9. 校正は原則として初校のみを著者が行う。校正時での内容の変更は認めない。</li><li><del>11. 別刷りは 50 部を単位とし、代金は著者が負担する。（削除、第 12 条にまとめて規定）</del></li><li>10. 編集委員会は執筆要領および編集方針に基づき、原稿中の用字・用語を修正する権限を持つ。</li></ol>	<p>投稿規定</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 本誌への投稿は、本会正会員および特別会員に限る。</li><li>2. 本研究会における講演者は講演要旨を本誌に投稿する。</li><li>3. 本誌への掲載論文は病害虫に関する未発表のものおよび本会が依頼したものとする。</li><li>4. 原稿は、別途定める執筆要領にしたがって執筆する。</li><li>5. <u>印刷頁数が 2 頁を越えた場合は、超過分につき 1 頁当たり 10,000 円を超過頁代金として著者が負担する。</u></li><li>6. 論文投稿予定者は、予定論文表題、代表著者名、所属、連絡先を 3 月末日までに e-mail に添付した投稿計画連絡票の送付によって編集委員長に連絡する。</li><li>7. 投稿に当たっては、原稿および投稿票を 4 月 20 日までに e-mail に添付して編集委員長へ送付する。</li><li>8. 投稿された原稿は、編集委員会が委託した校閲者 2 名の校閲を受ける。編集委員会は、校閲者の意見を参考にして著者に原稿の修正を求めることができる。</li><li>9. 投稿原稿の採否は編集委員会で審議し、編集委員長が決定する。</li><li>10. 校正は原則として初校のみを著者が行う。校正時での内容の変更は認めない。</li><li>11. <u>別刷りは 50 部を単位とし、代金は著者が負担する。</u></li><li>12. 編集委員会は執筆要領および編集方針に基づき、原稿中の用字・用語を修正する権限を持つ。</li></ol>

<p>11. 英文による表題，摘要および図表は，編集委員会より英文校閲者に校閲を依頼する。表題の校閲料は研究会の経費から負担する。</p> <p>12. <u>投稿料、英文校閲料、超過頁代、カラー印刷代、別刷り代等のうち、投稿者負担分については評議員会で決定し、その内容を本会ホームページに掲載するものとする。</u></p> <p><del>14. e-mail が利用できない場合は事務局に申し出てその指示に従う。</del> (削除)</p> <p>13. <u>掲載された論文の著作権は関東東山病害虫研究会に帰属する。</u></p> <p>14. 本<u>規程</u>の改正は評議員会で行い，総会に報告しなければならない。</p> <p>(2023年3月1日最終改正)</p>	<p>13. 英文による表題，摘要および図表は，編集委員会より英文校閲者に校閲を依頼する。表題の校閲料は研究会の経費から負担し，<u>摘要ならびに図表の校閲料は著者が負担する。</u></p> <p>14. <u>e-mail が利用できない場合は事務局に申し出てその指示に従う。</u></p> <p>(なし)</p> <p>15. 本<u>規定</u>の改正は評議員会で行い，総会に報告しなければならない。</p> <p>(2015年3月18日最終改定)</p>
---	---